

重点事項推進WG（放送・通信）

事 項 名	当会議の見解	論点
<p>公共放送の在り方の見直し</p>	<p>視聴者の選択の自由の確保、「民間にできることは民間に」という官業の民間開放及び民間の有料放送等との公正な競争条件の確保という観点から、受信料収入をもって行う公共放送としての事業範囲は真に必要なものに限定すべきである。それ以外の事業については、廃止すべきものは廃止するとともに、存続の意義が認められる事業については、視聴者・利用者との自由な契約に基づく料金収入等によることとし、受信料収入で賄われる公共放送とは明確に区別した上で、その内容・運営面でできるだけ制約を外し、視聴者・利用者のニーズに柔軟に応えられるようにすべきである。</p> <p>受信料収入によって賄われる公共放送として、現在の地上波2波を考えた場合でも、報道等の基幹的なサービスと娯楽番組等のそれ以外のサービスに再編成し、前者を真に公共放送に相応しい事業として受信料収入で賄い、後者については有料・スクランブル化など視聴者との自由な契約に基づく事業とすべきである。</p> <p>以上の公共放送事業とその他事業との区別を経営上も明確にし、NHKをスリム化するとともに、より自由な事業展開を可能とする観点から、娯楽番組部門、番組アーカイブス部門、国際放送部門等は公共放送を担うNHK本体とは別組織にすることを、NHKの抜本改革案の一つとして検討すべきである。</p> <p>将来、周波数に余裕が生じた場合は、その有効活用を図る観点から、真に周波数を必要とする者が利用することができるような割当の方法を工夫すべきである。</p> <p>現行の8波というNHKの保有チャンネル数については、これを大幅に削減すべきである。</p>	<p>総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。</p> <p>経営委員会の抜本的改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、一部委員を常勤化し、経営委員会は国会对応等を含め、実質的にNHKの経営責任を負うべきではないか。経営委員会の事務局も抜本的に強化すべきではないか。また、経営委員のメンバー構成等を再検討すべきではないか。 不正行為を根絶するため、コンプライアンス組織を設置すべきではないか。 <p>NHKのチャンネルの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の8波という公共放送の数は、見直すべきではないか。 地上テレビ放送の数を削減することは、地方の住民や高齢者への配慮等の観点から問題がある。一方、衛星放送、ラジオ放送について、どの程度の削減を行うべきか。 <p>NHK本体と子会社の見直し</p> <p>以下の措置を一体的に実施し、NHKグループ全体を抜本的に見直してスリム化すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> NHK本体と子会社の関係の抜本的な見直しが必要ではないか。 公共性の高い事業や受信料で賄うべき事業は当然NHK本体に残すべきであるが、一方で、公共性が低い事業や経営の自由度を与えるべき事業は、外部化すべきではないか。 子会社の抜本的な整理・統合を行い、子会社の数を大幅に削減すべきではないか。 <p>番組アーカイブのブロードバンドでの提供</p>

	<p>なお、当会議の第2次答申を受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）には、以下の措置等が盛り込まれているところであり、その着実な実行を図るべきである。</p> <p>子会社等の統廃合等【平成18年度以降逐次措置】</p> <p>NHKにおいて、（子会社等について）一層の統廃合を行うとともに、その内部部局の統廃合及び管理部門の縮小等を通じて業務を効率化する。</p> <p>外部取引における競争契約比率の向上【平成18年度措置】</p> <p>NHKにおいて、外部取引のうち、番組制作業務委託以外の外部取引について、競争契約比率を向上させる。</p> <p>NHKにおいて、（編集基準に沿った番組制作を担保するために関連団体を介するという）現行の慣行を改めるとともに、番組制作業務委託については、番組の企画提案手続を透明化・明確化する。等</p> <p>受信料収入の支出使途の公表【平成18年度から実施】</p> <p>NHKにおいて、諸活動のそれぞれについて、その経費が明らかになる程度にまで詳細に、視聴者・国民に公表する。とりわけ番組制作については、番組種別の経費の概要及び個々の番組別の経費が一部公表されるにとどまっておらず、NHKにおいて、更に詳細な情報の開示に向けた取組を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKの過去の番組アーカイブをブロードバンド上で積極的に公開することを通じ、日本のコンテンツ制作力を強化するとともに、海外に対する映像情報発信を促進するという公共的な役割を果たすべきである。 ・NHK本体がそうした事業を行うべきか。それとも、子会社が行うべきか。 国際放送の強化 ・外国人向け映像による国際放送を早期に開始すべきであり、その際、日本文化と報道をバランス良く発信するとともに、テレビ放送とIP網による番組配信の双方で行うべきである。 ・NHK本体がそうした事業を行うべきか。それとも、子会社が行うべきか。 受信料制度の改革 ・ガバナンス強化や組織のスリム化等の措置に加え、受信料徴収コストを削減した上で、現行の受信料水準を大幅に引き下げ、NHKの再生に対する国民の理解を得るようにすべきではないか。 ・フリーライドを看過することはできないので、将来的には、NHKの抜本改革が履行され、国民の理解が得られることを前提に、まず受信料支払いの義務化を実施した上で、その後更に必要があれば罰則化も検討すべきではないか。
<p>通信・放送関連規制の見直し</p>	<p>視聴者の多様なニーズに応えるため、マスメディア集中排除原則の緩和、地上波放送用の周波数帯の他事業者へのリースの容認、地域を限定しないIPマルチキャストによる地上波デジタル放送の再送信等を通じて放送事業者の経営基盤の強化を図るとともに、良質かつ多様なコンテンツの円滑な流通を促進すべきである。</p> <p>なお、当会議の第2次答申を受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）には、以下の措置等が盛り込まれているところであり、その着実な実行を図るべきである。</p>	<p>総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。</p> <p>マスメディア集中排除原則の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IP化・グローバル化の時代にふさわしいマスメディア集中排除原則の在り方を早急に確立すべき。 ・その際、手法としては、持株会社方式、キー局による地方局の子会社化等が考えられるが、どの形が望ましいか。 ・キー局同士の統合は認められないと考えるべきではないか。

	<p>地上波放送局の再免許手続の厳格化等</p> <p>地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。【平成 18 年度措置】</p> <p>なお、デジタル放送中継局に対するチャンネル割当が完了し、デジタル放送への移行が終了した時点で新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯の余裕が生じるという見通しが得られた場合には、その活用について検討を早期に開始する。【平成 18 年度以降逐次検討、デジタル放送への完全移行までに結論】</p> <p>複数局支配規制の一層の緩和【平成 18 年度検討・結論】</p> <p>放送事業者の経営基盤を強化し、放送内容の充実等を促すため、異なる地域間の複数局支配に関する規制の一層の緩和について検討し、結論を得る。</p> <p>放送の伝送路の多様化</p> <p>ア 電気通信役務利用放送制度の見直し【平成 18 年度措置】</p> <p>地上波放送事業者が自ら電気通信役務利用放送事業者として登録し得るよう、具体的なニーズ等を調査した上、早急に検討を開始し結論を得て、所要の措置を講ずる。</p> <p>イ 再送信に係るルールの明確化等【平成 17 年度検討開始、平成 18 年度検討・結論】</p> <p>IP インフラ、衛星など放送コンテンツの伝送手段が多様化している今日、伝送路に係る視聴者の選択肢を拡大し、その利便性の向上を図る観点から、これら新しいメディアについても有線テレビジョン放送と同様、放送事業者から確実に再送信の同意を得ることができるよう、再送信の同意に係るルールを明確化するとともに、裁定制度を含めたルールの担保措置の在り方について検討し、結論を得る。</p> <p>放送事業者の電波利用料の見直し【平成 20 年の電波利用料の料額見直し時に措置】</p>	<p>未利用周波数帯の有効利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上波放送のデジタル化が完了した後、放送事業者に割り当てられた地上波放送用の周波数帯の中に未利用部分が生じた場合、当該事業者がそれを活用して通信サービス等の新しいサービスを提供できる環境を整備すべきではないか。 <p>地上波デジタル放送の IP マルチキャストによる再送信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上波デジタル放送を IP マルチキャストで再送信する際は、基本的には地域制限を設けるべきではないのではないか。 ・県単位の市場のみに依存しては地方局の収益基盤と制作力の強化は困難であり、また視聴者利便を図る観点から、希望する地方局が、自主制作番組の IP マルチキャストによる発信エリアを拡大できるようにすべきではないか。その際でも、県域単位の免許という地上波放送の秩序や地方局の経営に深刻な影響を与えないよう、配慮すべきではないか。 <p>新たな放送サービスへの参入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に実現が期待される携帯向け映像配信サービス等の新たな放送サービスについては、新規参入を容易にすべきではないか。 <p>コンテンツの制作・流通環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本のコンテンツ産業を活性化し、ソフトパワーの強化を実現するためには、放送事業者の外部調達の在り方を見直すべきではないか。 ・例えば、NHKについては、番組の大半を子会社から調達するのを改め、一定割合は外部調達するようにすべきではないか。また、民放については、番組取引の実態についての情報公開等を進めるようにすべきではないか。
--	--	---

放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。 等

N T T については、平成11年に持株会社の下に地域会社、長距離会社、携帯電話会社を包摂する形で再編されたが、持株会社であるが故に事実上独占状態にある地域会社と一体的な経営が行われる懸念は払拭されないため、N T T に対する非対称規制を残さざるを得ず、規制緩和の推進も不徹底なものとなっている。また、IP化時代を迎えて、地域会社がアクセス部分を独占しつつ、持株会社の下で一体経営を展開することがブロードバンド市場の公正な競争を阻害する恐れもある。

そこで、通信事業者間の公正な競争を一層促進し、多様な通信サービスを合理的なコストで利用できる環境を確保するとともに、各事業体の持つポテンシャルが十分に発揮されるようにするため、まずアクセス部門を含むボトルネック設備の機能分離の徹底を図るとともに、接続会計の整理、ドミナント規制の強化、特定関係事業者との間の役員兼任の禁止などを徹底すべきである。その上で、できるだけ早期に通信関連法制の抜本的な改正を行い、持株会社の廃止、東西会社の業務範囲規制の撤廃等を行うべきである。なお、持株会社を廃止した後も東西会社がアクセス部分を独占する状態が続く間は他の事業者による公平・公正な利用を確実に担保できる仕組みを設けるべきである。

インターネット配信の著作権法上の位置付けについて明確化すべきである。特に電気通信役務利用放送に該当する IP マルチキャストについては著作権法上の有線放送と位置付けるべきである。

ブロードバンド化に伴い通信と放送の融合が一層進展する中であって、魅力あるコンテンツを利用者が望む手段で享受することができるよう、技術的に通信・放送共用化が可能となっている伝送機能について通信・放送共通の規律を適用するなど融合時代に相応しい制度の在り方を検討すべきである。

総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。

事業規制の在り方の見直し

- ・ドミナント規制をはじめとする事業規制の在り方を抜本的に見直し、速やかに実施することが必要ではないか。

N T T の在り方の見直し

- ・1999年のN T T 再編は、デジタル化・IP化等の技術革新の急速な進展を想定したのではなく、N T T 東西の業務範囲を県内通信に限定する等、結果としてN T T 東西のポテンシャルを減じているのではないか。
- ・N T T 東西がアクセス網をはじめとするボトルネック設備を保有していることにより、ブロードバンド市場全体の健全な競争を阻害することのないようにすべきではないか。
- ・通信・放送市場において、競合事業者とともにN T T 各社が本来持つポテンシャルが十分に発揮されるようにするには、N T T 全体の事業展開の自由度を高めるべきではないか。そのためには、N T T の在り方の抜本的改革を実施すべきであり、そのための検討を即座に開始すべきではないか。

総務大臣主催「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書骨子案（平成18年5月16日）の記述は概要以下のとおり。

IP マルチキャストの著作権法上の扱い

- ・役務利用放送全体が著作権法上も放送として扱われるよう、政府の関係部局は可及的速やかに対応すべき。
- ・関係部局は、放送・有線放送区分を撤廃し伝送路の多様化に対応した包括的な規定とする等、技術革新に的確に対応した抜本改正を早期に行うべき。

		<p>融合的サービスの出現を促す環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・技術革新に伴い、IP ネットワークを活用した全く新しい放送類似サービスが出現する可能性が高まっていることから、そうした新しいサービスの出現を促すため、制度面・技術面での環境整備を進めるべきである。 <p>通信・放送の法体系の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・2010年代初頭までに、現行の通信・放送の法体系を全面的に見直し、様々な事業形態を有する事業者がそれぞれ伝送路等の多様化に柔軟に対応し、ユーザーニーズに応じた多様なサービスを提供できる法体系とすべき。
--	--	---